

## 新潟市公害防止施設資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等に対し、新潟市環境基本条例（平成8年条例第20号）第2条第4号に規定する公害を防止するための施設の整備又は工場若しくは事業場の移転に要する資金（以下「公害防止資金」という。）の貸付けをし、及び市民に対し、飛散を防止するため、吹付けアスベスト又は飛散性アスベスト建材（以下「吹付けアスベスト等」という。）の除去、封じ込め、囲い込み又は廃棄物の処分（以下「除去等」という。）に要する資金（以下「吹付けアスベスト等除去等資金」という。）の貸付けをするため必要な事項を定めるものとする。

(貸付けを受けることができる者)

第2条 公害防止資金の貸付けを受けることができる者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による中小企業団体その他の事業者（以下「中小事業者」という。）であって市の公害防止の指導を受け改善するもので、次の各号に該当し市長が適当と認めるものとする。ただし、新たに事業を開始し、又は拡張するもの及び公害防止施設などの単なる更新を目的とする者は除くものとする。

- (1) 市内に工場又は事業場（以下「工場等」という。）を有すること。
- (2) 自己資金で第3条第1項第1号の施設整備又は同項第2号の工場等の移転をすることが困難であること。
- (3) 貸付金の返済能力を有すること。
- (4) 市税を完納していること。
- (5) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第5条第1項に定める取扱金融機関の貸付条件に適合す

ること。

2 吹付けアスベスト等除去等資金の貸付けを受けることができる者は、新潟市内に建築物を所有する市民又は中小事業者であって、次の各号に該当し市長が適当と認めるものとする。

- (1) 市内に建築物を有すること。
- (2) 自己資金で吹付けアスベスト等の除去等を行うことが困難であること。
- (3) アスベスト等の除去等の工事にあたり、大気汚染防止法及び労働安全衛生法による作業基準を遵守して行うものであること。
- (4) 貸付金の返済能力を有すること。
- (5) 市税を完納していること。
- (6) 暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第5条第1項に定める取扱金融機関の貸付条件に適合すること。

(貸付の対象)

第3条 公害防止資金の貸付けは、次に掲げるものについて行うものとする。

- (1) 公害を防止するためにする機械、器具、装置若しくは工作物の設置又は改善(以下「施設整備」という。)
- (2) 公害を防止するためにする工場等の移転

2 吹付けアスベスト等除去等資金の貸付けは、飛散を防止するためにする吹付けアスベスト等の除去等について行うものとする。

第4条 資金の貸付けの条件は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 貸付けの限度額

3,000万円とする。ただし、市長が特に必要であると認めるものについては、この限りでない。

(2) 貸付け利率

新潟県信用保証協会の信用保証のあるもの 年1.65パーセント

新潟県信用保証協会の信用保証のないもの 年2.15パーセント

(3) 貸付期間

10年以内。

(4) すえ置き期間 貸付けをした日から1年以内

(5) 返済方法

毎月元金均等返済とする。ただし、必要により繰り上げて返済することができる。

(取扱金融機関等)

第5条 資金の貸付けは、次に掲げる金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が行う。

株式会社 第四北越銀行

新潟信用金庫

新潟県信用組合

はばたき信用組合

株式会社 大光銀行

三条信用金庫

興栄信用組合

新発田信用金庫

巻信用組合

2 資金の貸付け及び返済の方法は、この要綱に定めるもののほか、当該取扱金融機関の一般の貸付方法及び返済方法の例による。

(資金の預託)

第6条 資金の貸付けを促進するため、市は予算の範囲内において、貸付けに要する資金の一部を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託金の運用及び返還については、市と取扱金融機関との間にかわす契約書によるものとする。

3 前項の預託金の額及び期日については、市と取扱金融機関との間にかわす覚書によるも

のとする。

(貸付適格認定書の交付申請)

第7条 貸付適格認定書の交付申請は、貸付適格認定書交付申請書(別記様式第1号)に別表に掲げる書類を添えて市長に提出してするものとする。

(貸付適格認定書の交付等)

第8条 市長は、貸付適格認定書の交付申請があった場合においては、その内容を審査し、資金の貸付けを適当と認める場合は、申請者に貸付適格認定書を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、資金の貸付けを適当でないと認める場合は、申請者にその旨を通知するものとする。

(申し込みの方法)

第9条 資金の借入れの申込みは、その借入れを希望する取扱金融機関の定める申込書により行うものとする。

2 前項の申込書には、市長が発行する貸付適格認定書(別記様式第2号)を添付しなければならない。

(取扱金融機関の貸付決定通知)

第10条 取扱金融機関は、資金の貸付けを決定したときは、貸付決定通知書(別記様式第3号)により市長にその旨を通知するものとする。

(着手届の提出等)

第11条 資金の貸付けの決定を受けた者は、施設整備、工場等の移転又は吹付けアスベスト等の除去等の工事に着手したときは、着手届(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、着手届の提出を受けたときは、その着手を確認し、資金の貸付けの決定を受けた者に着手確認書(別記様式第5号)を交付するものとする。

(資金の貸付け等)

第12条 資金の貸付けの決定を受けた者は、前条の着手確認書を取扱金融機関に提示するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の着手確認書の提示を受けたときに、資金の貸付けをするものと

する。

- 3 取扱金融機関は、前項の規定により資金の貸付けをしたときは、毎月の状況について、貸付状況通知書（別記様式第6号）によりその翌月の10日までに市長に通知するものとする。この場合において新規の貸付分については、その資金の貸付契約書の写しを添付しなければならない。

（完了届の提出）

第13条 資金の貸付けを受けた者は、施設整備、工場等の移転又は吹付けアスベスト等の除去等の工事が完了したときは、完了届（別記様式第4号）に当該貸付けに係る施設整備、工場等の移転又は吹付けアスベスト等の除去等に関する精算書（別記様式第7号）を添えて市長に提出し、確認を受けなければならない。

（貸付けの認定の取消し及び返還等）

第14条 市長は、貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、取扱金融機関に対し、貸付けの認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 貸付けに係る工場等において公害規制関係法令に定める規制基準に違反したとき。
- (2) 貸付けを受けた資金をその貸付けの対象であるもの以外に使用したとき。
- (3) 虚偽の申請等により不正の事実が判明したとき。
- (4) 施設整備、工場等の移転又は吹付けアスベスト等の除去等に要した費用の精算額が、市長の認定した額に達しなかったとき。
- (5) 第2条第1項第5号及び同条第2項第6号に該当しないと認められたとき。
- (5) 市長が提出を求めた書類を正当な理由なくして提出しなかったとき。

- 2 市長は、前項の規定により貸付けの認定を取り消したときは、取扱金融機関に対しその取消しに係る金額に相当する預託金について、返還を命ずることができる。

（市外移転に対する特例）

第15条 市内に工場等を有する者が、公害防止のため当該工場等を市外に移転する場合において、特別の理由があり、市長が特に必要があると認めるときは、この要綱により資金を貸し付けることができる。

（氏名等の変更報告）

第16条 貸付けを受けた者は、氏名又は住所（法人にあつては名称若しくは所在地又は代表者の氏名）を変更したときは、氏名等変更報告書（別記様式第8号）により遅滞なく市長に報告しなければならない。

（対象施設等の処分の制限）

第17条 貸付けを受けた者は、貸付けを受けた全額を返済するまでは、貸付けの対象となった施設等を譲渡し、又は廃棄してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合において、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りでない。

（報告及び検査）

第18条 市長は、貸付けの目的を達成するために必要な限度において、貸付けを受けた者に対して貸付けの対象となった施設等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、工場等に立ち入り、当該施設等の検査をさせることができるものとする。

（損失負担）

第19条 この要綱による融資によって生ずる損失は、取扱金融機関の負担とし市はその責めを負わない。

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、そのつど市長が定める。

附 則

（施行月日）

この要綱は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、昭和46年6月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

1 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、昭和54年4月1日以後に貸し付けた資金について適用し、昭和54年3月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、昭和54年8月27日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

1 この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、昭和55年4月1日以後に貸し付けた資金について適用し、昭和55年3月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、昭和56年8月21日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

- 1 この要綱は、昭和61年5月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、昭和61年5月10日以後に貸し付けた資金について適用し、昭和61年5月9日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行月日）

- 1 この要綱は、昭和61年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、昭和61年8月1日以後に貸し付けた資金について適用し、昭和61年7月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行月日）

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、昭和62年4月1日以後に貸し付けた資金について適用し、昭和62年3月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行月日）

- 1 この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、昭和62年7月1日以後に貸し付けた資金について適用し、昭和62年6月30日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

- 1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、昭和63年4月1日以後に貸し付けた資金について適用し、昭和63年3月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

この要綱は、平成元年2月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

この要綱は、平成元年8月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成2年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成2年1月4日以後に貸し付けた資金について適用し、平成2年1月3日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成2年4月1日以後に貸し付けた資金について適用し、平成2年3月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成2年10月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成2年10月22日以後に貸し付けた資金について適用し、平成2年10月21日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成3年4月1日以後に貸し付けた資金について適用し、平成3年3月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成3年11月15日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成3年11月15日以後に貸し付けた資金について適用し、平成3年11月14日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成4年4月1日以後に貸し付けた資金について適用し、平成4年3月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

1 この要綱は、平成4年11月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成4年11月19日以後に貸し付けた資金について適用し、平成4年11月18日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成5年4月1日以後に貸し付けた資金について適用し、平成5年3月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

1 この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成5年7月1日以後に貸し付けた資金について適用し、平成5年6月30日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成5年10月1日以後に貸し付けた資金について適用し、平成5年9月30日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成6年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成6年1月4日以後に貸し付けた資金について適用し、平成6年1月3日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成7年6月1日以後に貸し付けた資金について適用し、平成7年5月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成7年9月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成7年9月11日以後に貸し付けた資金について適用し、平成7年9月10日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成9年4月1日以後に貸し付けた資金について適用し、平成9年3月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成12年11月15日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

1 この要綱は、平成13年6月18日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成13年6月18日以後に貸し付けた資金について適用し、平成13年6月17日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成19年8月1日以後に貸し付けた資金について適用し、平成19年7月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

- 1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の新潟市地球環境保全・公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成23年1月1日以後に貸し付けた資金について適用し、平成22年12月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

（施行月日）

この要綱は、平成25年1月7日から施行する。

附 則（一部改正）

（施行月日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸付ける資金について適用し、同日前に貸付けた資金については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

(施行月日)

- 1 この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の新潟市公害防止施設資金貸付要綱第4条の規定は、平成27年11月1日以後に貸し付けた資金について適用し、平成27年10月31日以前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

附 則 (一部改正)

(施行月日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別 表（申請書の添付書類）

区 分		添 付 書 類
1 施設整備、工場等の移転又は吹付けアスベスト等の除去等の内容を示す書類	施設整備又は工場等の移転の場合	(1) 借受理由書 (2) 工事予定表 (3) 見積書、仕様書、図面、カタログ (4) 施設整備又は移転の前及び施設整備又は移転後の機械設備等の配置図 (5) 移転先の土地に関する所有権、地上権又は賃借権の登記事項証明書その他これらを証する書類 ※(5)は工場等の移転の場合に限る。
	アスベストの(除去、封じ込め、囲い込み、処分)の場合	(1) 借受理由書 (2) 工事予定表 (3) 見積書及び図面 (4) 吹付けアスベスト等であることを示す書類 (5) 対象建築物の所有権、地上権又は賃借権の登記事項証明書その他これらを証する書類
2 資金計画等	個人の場合	資金計画書
	法人の場合	(1) 資金計画書 (2) 前年度の事業報告（財産目録、貸借対照表及び損益計算書） (3) 申込時における最近3か月の試算表
3 その他	個人の場合	(1) 前年度の市民税及び固定資産税の納税証明書 (2) 住民票 (3) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
	法人の場合	(1) 登記事項証明書 (2) 前年度の市民税（法人）及び固定資産税の納税証明書 (3) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

市長は、必要により、この表に定める書類の添付を省略させ、又はこの表に定めるもの以外の書類を添付させることができるものとする。



貸付適格認定書交付申請書

申請者	氏名・名称・商号		資本金	*
	住所		従業員数	*
	代表者名	*	設立年月日	*
	業種	*	連絡先	(電話) ー
借入希望事項	金額	金 円		
	借入期間	年 月から 月据え置き 年 月間で返済		
	取扱金融機関名			
融資対象の内容	内容	(内容)  (必要経費)		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで		
その他	最近1年間の主要生産品・取扱品及びその生産量・取扱量	*		
	現在の取引金融機関			
	その他			

\*印の欄は、事業者のみ記入

上記のとおり関係書類を添えて申請します。

年 月 日

(あて先) 新潟市長

住 所  
氏名・商号・名称  
代表者名  
(事業者)

印

貸付適格認定書

住 所	
氏名・商号又は名称	
代 表 者 名	*
借 入 希 望 金 額	金 円
借 入 希 望 期 間	年 月から ヶ月据え置き 年 ヶ月間で返済
施設整備、工場等の移転 又は吹付けアスベスト 等の除去等の内容	
そ の 他	

\*印の欄は、事業者のみ記入

上記のとおり新潟市公害防止施設資金貸付要綱の規定による資金の貸付けを適当と認めます。

年 月 日

新潟市長

貸付決定通知書

借受人の住所 氏名・商号・名称	
貸付金額	金 円
貸付期間	年 月 日から 月 日 据え置き 年 月 日まで
利率	年 パーセント
返済方法	
保証契約	番号証第 号 日付 年 月 日
その他	

上記のとおり新潟市公害防止施設資金貸付要綱の規定による資金の貸付けを決定したので通知します。

年 月 日

（あて先）新潟市長

取扱金融機関

印

別記様式第4号（第11条関係）

公害防止資金

着手（完了）届

年 月 日

（あて先）新潟市長

住 所  
氏名・商号・名称  
代表者名（事業者）

印

公害防止施設資金による施設整備、工場等の移転又は吹付けアスベスト等の除去等の工事は、年 月 日 着手（完了）したのでお届けします。

着手確認書

住 所	
氏名・商号又は名称	
代 表 者 名	
貸付決定金額	金 円
施設整備、工場等の移転又は吹付けアスベスト等の除去等の内容	
着手年月日	年 月 日

上記のとおり新潟市公害防止施設資金による施設整備、工場等の移転又は吹付けアスベスト等の除去等の工事に着手したことを確認します。

年 月 日

新潟市長

貸付状況通知書

	借受人	貸付額	返済額	貸付金残額	その他
前月までの累計		円	円	円	
当月分					
累計					

上記のとおり 月分の新潟市公害防止施設資金の貸付けの状況を通知します。

年 月 日

（あて先）新潟市長

取扱金融機関名

印

精 算 書

住 所	
氏名・商号又は名称	
代 表 者 名 *	
施設整備、工場等の移転 又は吹付けアスベスト等 の除去等の内容	
貸 付 決 定 金 額	金 円
精 算 額	
工 事 の 内 容 及 び 精 算 額 の 内 訳	
完 了 年 月 日	年 月 日

\*印の欄は、事業者のみ記入

上記のとおり新潟市公害防止施設資金による施設整備、工場等の移転又は吹付けアスベスト等の除去等の工事が完了したので、別添領収書（写）を添えてお届けします。

年 月 日

（あて先）新潟市長

氏名・商号・名称  
代 表 者 名  
（事 業 者）

印

氏名等変更報告書

変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		

上記のとおり変更したので、お届けします。

年 月 日

(あて先) 新潟市長

氏名・商号・名称  
代表者名  
(事業者)

印